

提出された意見等の概要とこれに対する考え方（特定物質排出抑制計画）

案 件 名 : 「特定物質排出抑制計画・報告制度」及び「温暖化防止特定事業実施届出制度」の見直し（案）

意見募集期間 : 平成25年12月27日～平成26年1月16日

意見等の提出件数 : 6件（3人）

番号	項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
1	特定物質排出抑制計画等の公表	排出量等について、事業所単位での報告や事業者全体（兵庫県以外の事業所も含めた全社）としての報告も可となるよう、柔軟性を持たせるべき。	1	<p>〔今後検討します〕</p> <p>事業所単位での報告も可とすることについては、ご意見を踏まえ、公表制度の詳細設計を行ってまいります。</p> <p>本制度は、地球温暖化対策の推進に関する法律において、都道府県等が策定を義務付けられている「その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項」を含む実行計画の一環として運用しています。</p> <p>このため、「兵庫県以外の事業所も含めた全社」の報告は、上記の趣旨に合わないため、対応困難です。</p>
2	特定物質排出抑制計画等の公表	<p>県は、国へ提出している省エネ法、温対法の報告資料の写しの提出にとどめるなど、事業者への負担が増すことのないよう見直していただきたい。あわせて、報告、公表の様式に柔軟性を持たせることもお願いしたい。</p> <p>なお、国への報告書で代用とした場合、競争相手に対する不利益を被るデータの公開は制限するなど、配慮が必要。</p>	1	<p>〔今後検討します〕</p> <p>ご意見を踏まえ、公表制度の詳細設計にあたっては、過度な負担増にならないよう検討します。</p>

3	特定物質排出抑制計画制度	<p>2</p> <p>全国に複数の事業所を有する事業者は、各事業所トータルでの最適な生産活動を通じて温暖化ガス削減に取り組んでいる。温暖化ガス削減計画は事業者全体として策定するものであり、「兵庫県内のみでの排出量増減の評価」や「県内事業所単独での排出量目標設定」は地球温暖化対策の本質ではない。</p> <p>「県独自の対策」として「条例に基づく指導」および、それによる「削減量」が記載されているが、「特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度」に基づく事業者の報告内容に対する「指導に基づく削減」は、事業者の自由な生産・経済活動を阻害することにつながりかねず、賛同できない。</p>	<p>〔その他〕</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律において、地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することとされており、特に、都道府県等は、「その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項」を含む実行計画を立てることが義務付けられています。</p> <p>国が示した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編（策定マニュアル）」では、地方公共団体は、「地域の環境行政の担い手としてイニシアティブを発揮し、事業者や地域住民に対してもきめ細かい対策の促進を呼びかける」とされています。県は、これらに基づき、排出量の把握や排出抑制計画・報告制度を設立・運用しています。</p>
4	特定物質排出抑制計画制度	<p>1</p> <p>当社は、事業者としての温室効果ガスの排出量や排出抑制措置等を省エネ法や温対法に基づき国へ報告し、かつ具体的行動計画を定めて自主的な取組みを実施し、その状況を毎年ホームページ等で公表している。</p> <p>貴県においては、これらを勘案し、事業者への負担が増すことのないよう、特定物質排出抑制計画制度の廃止も含めた抜本的な見直しの検討を行っていただきたい。</p>	<p>〔その他〕</p> <p>県の特定物質排出抑制計画制度は、事業者が自ら目標を立て、その達成に向けて取り組みを行うことを主目的として、県議会の議決を経て条例が制定されました。全国においても、47都道府県中30団体が同様の制度を運用しています。</p>

5	特定物 質排出 抑制計 画制度	<p>日本鉄鋼連盟傘下の鉄鋼各社は、「2020年度においてすう勢ケースの排出量から500万トン削減」を目標とする計画を業界全体で策定し、これを「社会的なコミットメント（約束）」と強く認識して、完遂に向けて取り組みを進めている。</p> <p>当社では時々の経済情勢に応じて、製造品目や生産量の配分等、全国に複数ある製鐵所間での最適な生産体制を弾力的に選択することにより、率先して上記目標の達成に寄与していく所存であり、全体最適を追求することにより、我が国はもとより、地球規模での温室効果ガス削減が実現できると考える。</p> <p>このため、当社では、計画策定において事業所毎の目標は策定しておらず、貴県より個別事業所毎の排出量削減計画の策定を求められた場合には対応できない。なお、年度毎の排出実績については温対法に基づく国への報告と同様の内容を、県にも報告させていただきたい。</p> <p>計画の策定・公表を求められる場合は、上記の日本鉄鋼連盟の低炭素社会実行計画を提出させていただきたい。</p>	<p>〔その他〕</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律において、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することとされており、特に、都道府県等は、「その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項」を含む実行計画を立てることが義務付けられています。</p> <p>国が示した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編（策定マニュアル）」では、地方公共団体は、「地域の環境行政の担い手としてイニシアティブを発揮し、事業者や地域住民に対してもきめ細かい対策の促進を呼びかける」とされています。県は、これらに基づき、排出量の把握や排出抑制計画・報告制度を設立・運用しています。</p> <p>このため、全国を対象とする業界全体の目標である「日本鉄鋼連盟の低炭素社会実行計画」を事業者の目標として提出された場合は、上記の趣旨に合わないことから、条例に基づき指導・助言を行います。</p>
---	--------------------------	---	--